

原告 飯島 章太

被告 千葉県

## 意見陳述書

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 船 澤 弘 行



原告が児童指導員として働いた児童相談所とは、職員にとってどんな仕事だったのでしょうか。「ジソウの仕事」を続ける毎日は、つらいことも多くありました。子どもとの関係がうまくいかなかったり、一時保護した子どもの保護者から強く抗議されて鬱々としたり、子どもの行動の意味を理解することが難しく、支援の方針がなかなか立てられなかったり、自らの力のなさを嘆くことが多かったです。しかし「ジソウ」での日々は私にとってとても楽しく(困っている人の相談を受けているのに不謹慎な言葉かもしれませんが)、本当にやりがいを感じる仕事でした(「ジソウのお仕事 50の物語で考える子ども虐待と児童相談所」8頁 明星大学人文学部福祉実践学科教授川松亮)と話す元児童相談所職員で現在大学教授の方もいます。

子どもの虐待問題には、周囲の住民、地元自治体、弁護士、警察官や家庭裁判所も関わります。その中で、児童相談所は、継続的に子どもや保護者と向き合い、支援策を探る、子どもを守る最後の砦です。そのような仕事の性質上、そこで働く職員の業務ストレスは相当高くなると思われます。

児童相談所職員は、消去法でこの仕事を選ぶわけではありません。最初からこの仕事につき子どもの幸せに寄与したいと望んで就いた方々が多いと思われます。児童相談所業務を通じて、子どもらの幸せに寄与できたと感じる瞬間のよろこびもさぞかし高い仕事と思われます。

本件訴訟の中で、我々じそう弁護団は、児童相談所職員の業務の性質やそのストレスの高さ、千葉県内の児童相談所職員の人員が大幅に不足しているのにその対策を怠った千葉県の教育行政、原告の置かれた就業環境の過酷さ、その結果、原告が精神疾患を発症したことを主張・立証していきたいと考えています。

当然ですが、原告の損なわれた権利を回復するための訴訟です。しかし、結果として、子どもの幸せを考えて日々業務に取り組む千葉県内の児童相談所職員の労働環境が改善されること、職員が一人一人の子どもと向き合う時間的心理

的余裕が生まれることで保護される子どもたちの幸せにつながればと弁護団一同願っております。

以上

令和4年（行ウ）第36号 未払賃金等請求事件

原告 飯島 章太

被告 千葉県

## 意見陳述書

2022（令和4）年10月12日

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 足立 啓輔

### 1 児童相談所における高い療養取得率

- (1) 児童相談所の勤務環境が劣悪であるという点については、千葉県のみならず、全国的にも問題とされてきました。

甲15号証として提出した読売新聞の記事では、精神疾患を理由に休職した職員が2018～20年度で、少なくとも延べ205人いた、とされており、労働時間についても児童相談所166か所のうち、1か月間の時間外・休日労働が

「80時間超～100時間」の職員がいると答えた児童相談所は45か所。21か所では100時間超の職員がいた、と報道されています。

- (2) 特に千葉県では酷く、令和2年度の児童相談所に関連する専門職の精神疾患による長期療養の取得率がそれぞれ、心理職10.3%、児童福祉司10.3%、児童指導員8.4%となっています（甲16号証）。約1割が長期療養を取得しているのです。
- (3) 本訴訟で問題となっている市川児童相談所では、さらに劣悪で、児童指導員の16.7%、心理職の12.8%が、長期療養を取得しているとのことであり、特に2

0代、30代の若い職員の長期療養の取得者の割合が極めて高いと指摘されています（甲17号証）。

## 2 市川児童相談所の労働環境

### (1) なぜこれだけ長期療養の取得率が高いのでしょうか。

市川児童相談所において、飯島さんは次のような劣悪な労働環境の中、勤務をしていました。

### (2) 宿直勤務の際には廊下で眠る

宿直勤務中には、非常時の子ども達の対応や、子ども達の見回り行動記録の作成が指示されており、業務から解放されることは無く、十分に休むこともできませんでした。仮眠する際にも、子ども達の様子を見るため、廊下に布団を敷いて、寝るように指示されており、寝られるような状況ではありません。にもかかわらず、千葉県からは宿直勤務時間に対応する給与も支給されていませんでした。

### (3) 休憩はなかった

労働基準法34条は、勤務時間の長さに応じて休憩時間をとらせることを使用者に義務づけています。しかし、休憩時間とされた時間の中でも子ども達の対応のためまともに休憩は出来ませんでした。

### (4) 慢性的な人員不足

人も足りていませんでした。

令和2年の一時保護所の平均入所率のワースト3はいずれも千葉県の児童相談所が占めており、市川児童相談所は、中央児童相談所の213.7%に次ぎ全国第2位の202.5%となっています（甲18号証）。慢性的に定員の2倍以上の子どもが保護されていたということです。

子どもの人数に比して明らかに人員が不足していました。

### (5) もともと、飯島さんはうつ病と診断されたことがあり、採用面接の際にもそのことを説明していました。しかし、千葉県の側では、業務量等について特段の配慮することもなく、結果として、過重な労働、心理的負担から、飯島さんは、う

つ病を再発してしまいました。

### 3 千葉県の態度

飯島さんは、その後も、労働環境改善のために、船橋労働基準監督署に相談し、労働基準監督署を通じて、外部から労働環境の改善を求めました。しかし、千葉県は、他の職員には払わず飯島さんにのみ休憩時間分の給与を支払うという、その場しのぎのような対応に終始し、具体的な労働実態の調査や、抜本的な労働環境の改善について取り組もうとはしませんでした。

### 4 千葉県に求めること

市川児童相談所の当時の課長が述べるように、児童相談所の労働環境については、何十年も前から劣悪であったのであり、それは今に始まったことではありません。しかし、千葉県はそれに対してこれまで十分な対応をしてきておらず、未だに状況が改善されていません。

労働環境が過酷であることを把握しながらも、千葉県は「ある程度はしょうが無い」と言わんばかりに、研修も不十分の若い職員達を投入し、その一定数が心身を壊しています。千葉県は、職員達の健康や人生を一体どのように考えているのでしょうか。高い志を持ち、児童相談所に勤め始めた職員達が、使い捨てのように扱われている状況は決して許されるべきではありません。

そのような環境の中では、職員や施設もその能力や機能を十分に発揮できるはずもありません。結果として、野田女児虐待事件のような事件が再び起こってしまうのではないのでしょうか。現に当時の課長は、人員不足のために「(子どもらを)できるだけ保護しない」方針を採ることを明らかにしていました。

子ども達の権利が守られるためにも、千葉県は直ちに、児童相談所における労働環境を抜本的に改善し、時間外労働に対する真っ当な対価を支払うべきです。

裁判所におかれましては、本訴訟の公益的側面についても十分に考慮いただき、児童相談所における労働環境が改善されるよう、公正な判断を下していただくようお願いしたいと思います。

以上



## 0 導入

原告の飯島章太と申します。意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。私のほうからは、今回の裁判への思いとして3点、私がなぜ児童相談所の職員を目指すようになったのかという経緯、そしてそこで目の当たりにした一時保護所での現実、そして裁判を通じてどのようなことを実現したいのか、についてお話ししたいと思います。

## 1 児童相談所の職員を目指すきっかけ

### 父親との関係

根本的な動機に、私の父親との関係が大きくあります。幼少期から父親との関係は険悪な状態でした。無視や怒鳴り声、物に当たって壊れる音なども珍しくありませんでした。私にとって、自宅は安心できる場所ではなく、父親が帰る前に自部屋に避難し、父親が就寝したときによく風呂に入ったり、ご飯を食べたりすることができるような家庭でした。私が17歳のころ東日本大震災が起こりましたが、その時には父親がいるリビングに避難をしましたが、その時にも「なんでお前ここに居るんだよ」と怒られ、それが私にとって大きなショックでした。そうした経験から、自分のような状況にいる子どもたちのつらく悲しい思いを少しでも減らせたらという思いを持ち続けていました。

### 子どもの電話相談ボランティア

そこで弁護士になって、弱い立場にある人たちを守れる力をつけたいと思っていたため、大学は中央大学の法律学部の法律学科に進学しました。進学した年の夏、自分がつらい思いを経験した東日本大震災のボランティアへ行ったことをきっかけに、自分ができるボランティアを考えた結果、子どもの気持ちや声をきくことで、少しでも子どもたちのつらい悲しい気持ちを和らげたいと、子どもの電話相談のボランティアに関わり始めました。

ボランティアでは、子どもたちの声をひたすらに聴くこと、その中で自分の中に沸き起こる気持ちに気づくこと、それを子どもたちとのやり取りの中で対話し続けること、などを学んできました。同時に子どもに関わる相談員自身が、燃え尽きたり、傷ついたり、やめていく現実も目の当たりにしました。子ども電話相談員が孤独であり、だからこそ子どもに関わる人たちのケアや支え合いの場所が必要になることを研究するために、大学院修了まで6年間研究し続けました。

いつしかそこで出会った方々のように、子どもに関わり、話をきいて、支えになれるような仕事をしたいと思うようになり、児童の相談を受ける場所である児童相談所への、地元の千葉県で就職したいと思うようになり、内定をもらうことになりました。児童相談所への勤務にむけて、合格発表のあとから、ほとんど毎日子ども・福祉関係の勉強会やイベントに出て、議事録や文字起こしを書き残して学んで、入庁までの日を待っていました。

## 2 一時保護所での現実

### 入庁前の話

違和感の入庁前からありました。9月下旬に内定面接後、翌年4月の入庁日までの半年間の間、特に千葉県からの連絡はありませんでした。配属先はもちろん、仕事内容についてや交

代制の変則勤務であること、夜間勤務があることなどは、4月1日の配属先で初めて知りました。そして2019年1月24日以降、千葉県野田市における虐待死亡の事件が大きく報道され、千葉県の児童相談所における対応がかなりの非難を浴びる姿を私自身みてきました。自分自身の処遇についてわからない状態で、かつ世間からのプレッシャーもある中で、不安いっぱいに入庁日を迎えました。

### 入庁後初日のこと

配属先についてまず一時保護課長から話をされたのは「明日から通常勤務ですが、明日から夜勤いけるよね？」という相談でした。具体的な仕事内容についても説明がなく、どういった勤務体制で行われるのかも説明がないままでの相談でした。そして「休憩時間は、昼休みは子どもとごはんを食べているから無いけれど、16時以降記録を書く時間があって座っているから、それが休みの代わりになっています」と説明されました。この時点で働く場が過酷であることの前感を持っていました。

### OJTのこと、研修のこと

入庁翌日から通常勤務を始めていましたが、特に誰かが何かを教えてくれるわけではありませんでした。基本的には他の先輩職員が働くのを見よう見まねで仕事のやり方を学んでいました。そして「一回みたからもうできるよね」「一回みたら自分でできるようにして」という教えのもとで、必死に働いていました。子どもたちの、一時保護所を退所した後についての処遇の意見を書く大事な書類についても、「過去のものがあるから見て書いてください」と研修もないまま、書いていました。

研修については、マナーや行政文書の書き方などの研修は行政職員同様のものはありましたが、一時保護所の勤務に必要な研修（記録の書き方や子どもたちの背景を知るための知識など）はほとんど行われておりませんでした。一時保護所職員向け研修自体は少しあったようですが、「人が足りないから行かせられない」と言われていました。入庁後の健康診断も、後回しになるほどの人の不足でした。

### 実際の忙しさ

勤務の忙しさも想像を超えるものばかりでした。話の通り、休憩時間はなく、トイレに行く暇もなく、トイレにいけば「今トイレに行っている時間じゃないでしょ」と怒られていました。定時の時間帯は、子どもたちとの時間で全て占められているので、書類仕事や教材準備、教材の丸つけなどの事務作業は残業もしくは持ち帰り仕事で補っていました。新入職員は書類の書き方も教わっておらず、見よう見まねでやっていたこともあったので、大体残業が3時間～4時間ほど毎日あったように思います。また残業時間代の申請についてさえ教わらなかったため、それを新入職員みんなが知ることができたのは4月下旬ごろでした。

そして夜間勤務がかなり辛かったです。定時でも午後12時半から翌朝10時までと拘束時間が長く、途中仮眠時間はありますが、残業が多いためきちんと寝れる職員はいなかったです。また仮眠時間といっても仮眠室はなく、子どもたちと一緒に居室で寝るか、もしくは子どもたちのいる居室の前の廊下で布団を敷いて寝ることになっていました。もちろん子どもたちの様子を常に感じておく必要があり、トイレに出ていれば起きなくてはならず、緊急一時保護などの対応で起きなければいけないことになっていました。



### 一時保護所における子どもたちの「指導」「管理」

そして私がつらかったことは、子どもたちに管理的なルールを守らせ、厳しい指導をすることを、職員としてやらなくてはいけないことでした。それを象徴しているのが、一時保護所における無数とも思えるようなルールの存在でした。例えば、子どもたちが朝食時サラダにドレッシングとマヨネーズ両方かけていると、職員から「何やってるんだ。どっちか一つだろ」と怒鳴られていたこともありました。また、豚の脂身が苦手な子が昼食後1時間ほど残らされて泣きながら食べさせられて、結局食べれなかったことを厨房の人に謝らせていたこともありました。入所していた子が茶髪であれば黒染めにさせていたり、ティッシュをとったりトイレに行くことも、「先生ティッシュください」「トイレいきます」と申告させていたりすることは日常でした。さらに「個別指導」といって、トラブルがあった子を実質的に個室や居室から出れないように（個室から出ている姿を見ると「部屋に戻って」と職員が指導するなど）したりするなどの、ルール・指導がありました。ルールや指導の基準については、職員の中でも全部把握している職員はいませんでした。暗黙のルールは数多くあり、職員の感覚によって「それはやっちゃいけない」などを制限する場合もありました。

そして、上司からは「あまり子どもの言うことを聞いちゃうと、色々要求してくるから、流すことも必要」「子どもの話を聞いちゃうと、仕事が進まなくなっちゃうから、きいてちゃだめ。流して」「なんでも子どもの言うことを聞いちゃだめ。子どもが調子にのって何でも頼むから」という指導もありました。私にとっては「話を聴く」ことが、子どものケアのまず大事な一歩だと感じていたため、それすら難しい状況であったことがとてもつらかったです。ましてや自分がケアではなく「管理」をする側になっていたこと、あまりにも忙しかったところから「自分がいつか虐待をするのではないか」というおそれを抱くくらい追い詰められていたことに、すごく葛藤を感じていました。その結果、入庁して4ヶ月経たないほどで療養休暇をとり、一度復職したものの、さらに再び休職をして、そのまま退職することになりました。

### 3 裁判を通じて実現したいこと

#### 訴訟までのアクション

休職のときから「このままの一時保護所の状況ではいけないし、何かアクションを起こさないといけない」と感じていました。そのために、課長や副所長、そして県庁の人事委員会や総務課に伝えてきました。ですが「これまで休憩時間はなかったし、これまでの長い歴史の中でもなかったから、あなただけに休憩時間を与えることはできない」と課長や副所長からは言われ、県庁からも「現場の対応が優先されるので、具体的な改善は現場に任されている」という回答しかもらうことはできませんでした。

千葉県内部での回答は難しいということがわかり、その後は大手マスメディアへ情報提供をして取材を受け、記事掲載や報道にもしていただきました。また厚労省の担当の方に窮状を伝え、意見交換の機会をいただいたりもしてきました。また県議会議員、国会議員に伝える機会もいただき、さまざま質問もしていただきました。そして最終的には、労働基準監督署にも申告をして、職場への是正勧告まで行っていただくことができました。

千葉県は休憩時間を取れないことや未払い賃金については認めましたが、「他の職員については支払いを検討していません」という回答でした。

### 裁判を通じて実現したいこと

裁判の性質上、金銭の請求が訴状には書かれています。ですが根本の目的は、一時保護所そして児童相談所の労働環境を、少なくとも法律の最低基準を守ることによって職員を守り、児童相談所につながっている子どもたちのよりよいケアにつなげていくことです。

私は一時保護所はとても大事な場所だと思っています。虐待や非行などを理由として一時保護された子どもたちが、生活をともにする大人がいるのが一時保護所です。その大人が信頼できれば、今後の生活にとっても、「信頼できる大人が社会にはいる」という思いを持つことにつながるでしょう。ですが、逆に信頼できない大人がいる、傷つけられた場所が一時保護所であるとするならば、「児童相談所は信頼できない」「児童相談所ですら信頼できないのだから、大人も社会も信頼できない」という思いにつながることは自然だと思います。

子どもたちの少なくない数、一時保護所は「刑務所のような」といいます。日記に書いてくれる子も、直接伝えてくれる子もいました。そして何も起こせなかった私が、少しでもできることとして今回訴訟を提起しました。今回の訴訟を通じて、一時保護所を知ってもらい、その中で千葉県、そして国の一時保護所への改善のうごきが加速することを願っています。

以上